

諮問庁：国立大学法人香川大学

諮問日：平成30年7月12日（平成30年（独情）諮問第45号）

答申日：平成30年10月31日（平成30年度（独情）答申第39号）

事件名：特定教員が特定年に特定法人から依頼された講演等に係る講演等承認申請書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「医学部の特定教授が2015年、特定企業Aから依頼された講演や講師などの特定企業Aの申請書と、それらに対応する謝金に関する文書（領収書など）の写し」（以下「本件対象文書」という。）につき、特定教授に係る講演等承認申請書（以下「本件講演等承認申請書」という。）の全部を不開示とし、特定教授に係る講演等に対応する謝金に関する文書（以下「本件謝金文書」という。）を保有していないとして不開示とした決定については、本件講演等承認申請書につき、その全部を不開示としたことは結論において妥当であり、本件謝金文書につき、これを保有していないとして不開示としたことは妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月4日付け平成29年開第3号により、国立大学法人香川大学（以下「香川大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、法5条1号と、国立大学法人香川大学職員倫理規則（以下「倫理規則」という。）4条、9条及び10条について、特定教授と特定企業Aの契約関係の事実などから、処分庁と見解の相違があります。見解の相違点とその理由を以下に述べます。

法5条1号（条文のため省略）

上記の条文を素直に読めば、法5条1号の「個人情報」であってもイないしハに該当するものは開示義務があると規定している。

審査請求人が、平成29年12月9日付け法人文書開示請求を行った内容は法5条1号ただし書イないしハに該当するので開示義務があ

るというのが、審査請求人の見解である。

(ア) 法5条1号ただし書ハに該当するという理由

法5条1号ただし書ハでは「独立行政法人の職員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該職員の職と当該職務遂行の内容に係る部分は不開示情報から除く」としている。この条文の「係る」の意味は、大辞林（三省堂）によると、1 重大な関係がある。大きな関わりがある。2 携わる、かかずらう。3 約束や契約が結んである。4 巻き添えになる、連座する。などの意味がある。

特定教授は、香川大学の職員である。また、同教授は特定分野専門医として著名であり、国内で特定年に販売開始された特定企業Aと特定企業Bの特定薬A、他社の特定薬B、特定薬Cの3剤のそれぞれの開発の治験に専門医として深く関わり、国内外でこれら3剤に関して開発に関することや薬効などについての論文を同大学教授の名前で複数発表している。特に特定薬Aについては、特定企業A社員とともに発表した海外論文がある。

また、特定企業Aによると、同社の特定薬Aは用法用量改訂のための治験を特定期間行っており、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（以下「GCP省令」という。）に基づき、この治験の医学専門家として特定教授との契約関係があった。医学専門家は治験では必須の存在で、治験を進めるにあたり、中心的な役割を担う。このため、同教授と同社には、1の重大な関係がある、大きな関わりがある、2のかかずらう、であることは明らかである。

これらのことから、香川大学特定教授は、特定分野専門医、特定分野薬の治験・開発に携わってきた専門医として、特定分野治療分野の専門領域で広く知られており、それゆえに特定分野薬の開発のための治験や用法用量改訂のための治験について、製薬会社の委託契約が成立するのであって、同教授の本来の同大学教授としての職務あるいは特定分野専門医としての職務と極めて深い関わりがある。

また、審査請求人が開示請求した2015年に特定教授が行った特定企業Aの講演は、上記の用法用量改訂の治験（特定期間）を経て承認され2015年に用法用量改訂をしているので、同社はこの治験に医学専門家として中心的な役割を担った同教授に、同年の医療者向け販売促進の講演会を依頼している。治験で契約関係があった同社からの依頼であるのだから、同教授の職務に極めて深い関わりがあることは明らかであり、かつ、また、2015年の講演そのものが、同社と同教授との間に、3の約束や契約が結んであったことは明らかである。

よって、法5条1号ただし書ハの独立行政法人の職及び当該職務遂行の内容に係る部分に当たる。

(イ) 法5条1号ただし書ロに該当するという理由

審査請求人が開示請求した、2015年の特定教授が行った特定企業Aの講演のうち、審査請求人が具体的に内容を把握しているものとして、同年特定月に特定市で行ったものがある。この講演会で、同教授は特定薬Aの効果効能、治験でどのように用量を設定していたかなど治験の裏話、特定分野患者に対して特定薬Aをどのように使用すれば効果的か、などといった内容を話している。同年のほかの講演についても、同社の特定分野薬に関することであると思われる。

このため、審査請求人が開示請求した2015年に特定教授が行った特定企業Aの講演に関わる講演等申請書などは、人の生命若しくは健康を保護するための情報であることは明らかであり、法5条1号ただし書ロに該当する。

(ウ) 法5条1号ただし書イに該当するという理由

日本製薬工業協会が医学会と協議・合意して行っている透明性ガイドラインにより、製薬会社が医師に依頼して行った講演、原稿料などや、大学への寄付金などは、2012年ごろから公開されつつあり、2015年にはこれらの情報を公開することは、日本社会において定着している。実際に、特定企業Aの透明性ガイドラインによる情報開示によると、2015年に同社は特定教授に〇〇件計〇〇円の講演会謝金を支払っている。

審査請求人が過去に行った、製薬会社から大学教授らに依頼した講演などの法人文書開示請求は、国公立大学3か所、国立医療機関1か所、私立大学1か所の医学部、薬学部、医療福祉系学部の教授らの講演会について行った申請書などへの開示請求は、いずれの大学も開示した。この開示の範囲は、製薬会社からの講演依頼申請書と講演謝金支払い金額などであり、とくに国立大学や国立医療機関の教授クラス以上については、詳細な文書が開示されている。

このことから、日本社会では、医学部教授による製薬会社の講演会に関する申請書や領収書などは、慣行として公開されている情報といっても過言ではない。

同じ国立大学法人ならば、法について、条文の解釈に違いがないと考えるのが一般的だと考えるが、製薬会社から依頼されて請け負った講演会の情報について、「個人情報だから」という理由で不開示にされた例は、ほかの国公立大学、国立医療機関、私立大学のいずれにもなく、処分庁からが初めてのことである。

また今回、この審査請求をするに当たり、ほかの国立大学の情報公開担当に、医学部教授の製薬会社講演会に対する開示請求について、どう対応するかきいてみたが、「個人情報と理由に不開示にするのは違和感がある」という反応で、「この場合の個人情報と解されるべき情報は、教授の住所や自宅電話番号といったものだ」ということだった。また、ほかの国立大学を含む医学部教授、日本製薬工業協会の職員、弁護士などに同様のことを尋ねてみましたが、「それは個人情報ではないでしょう」とすべての人が答えた。これらのことから社会通念上、当該情報が「個人情報であるから不開示」というのは無理な理由づけであるというのが審査請求人の見解です。

よって、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ということで、法5条1号ただし書イに該当するというのが審査請求人の見解です。

イ 次に、倫理規則との整合性について意見を述べます。

倫理規則4条（条文のため省略）

倫理規則4条1号の「請負その他の契約に関する事務に応じこれらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等」に、特定企業Aが該当すると考えます。

特定教授が特定薬Aの用法用量改訂のための治験を特定期間行っており、その契約があったために、2015年に特定企業Aが同教授に講演会を依頼して、講演をする契約をしたのであるから、2015年も利害関係者であることは明らかといえる。同社の透明性ガイドラインによる情報開示によると、2015年に同社は同教授に〇〇件〇〇円の講演会謝金を支払っており、同社は同教授と、その都度、講演会の契約、約束を結んでいる。

また、日本製薬工業協会やその会員である特定企業Aが、透明性ガイドラインで医学部教授らへの講演会謝金を公開している理由は、まさに当該製薬会社と医学部教授らが利害関係人であり、利益相反関係にあると考えているからです。これら透明性ガイドラインの解説には、製薬会社が高い倫理性を維持するためにもこれらの情報を公開する、とその趣旨を述べています。つまり、製薬会社と医学部教授は講演会の依頼、契約をすること自体が、利害関係人であることを公にしていると考えるのが、一般的な社会通念と考えます。

ウ 最後に、「謝金に関する文書は保有していないため不開示とした」という処分庁の判断について意見を述べます。

倫理規則9条及び10条（条文のため省略）

倫理規則 9 条及び 10 条の規則にのっとり、香川大学は特定教授に特定企業 A からの講演依頼について、講演等承認申請書を作成、提出させるべきだった。それを怠ったのであるから、開示請求を機に、講演等承認申請書は特定教授に提出させるべきものと考えます。

(2) 意見書

ア 「法 5 条 1 号ただし書ハ」について

諮問庁は、「『職務との直接の関連を有する情報』が情報公開の対象」との見解を述べているが、法 5 条は、そのような内容ではないと考えます。むしろ、同条 1 号、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）とあり、特定教授個人が兼業として行った国立大学医学部教授または医学専門家または特定分野専門医としての製薬会社依頼の治験や講演の契約行為を「個人の事業」としてとらえるならば、開示義務があると審査請求人は解釈している。

また、特定教授は法 5 条 1 号ただし書ハにあるとおり、独立行政法人等の職員に該当し、「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるとき」に該当すると考える。この「係る」は、審査請求書でも述べたとおり、1 重大な関係がある。大きな関わりがある。2 携わる、かかずらう。3 約束や契約が結んである。4 巻き添えになる、連座する。などの意味であるから、国立大学医学部教授としての職務の遂行に係る情報であるという見解である。

もし、特定教授が国立大学医学部職員としての実績がなかったとするならば、製薬会社は G C P 省令に基づく治験に医学専門家として委託契約を結ばなかったであろうし、製薬会社主催の講演会で特定分野薬の使い方などを紹介する講演についての講師の依頼をしなかったであろう。

諮問庁が述べるように、特定教授という一人格を、国立大学香川大学医学部教授と、それとは関わらない一個人として、別人格であるかのごとく分けて考える諮問庁の解釈は、実態とそぐわず、非常に無理があると考えます。

審査請求書で述べたとおり、ほかの国立大学情報公開担当者や国立大学医学部教授、国内の製薬会社の大多数が加盟する日本製薬工業協会の役員職員、弁護士らも、審査請求人が開示請求した情報について「個人情報ではない」と述べており、現在の日本社会では、国立大学医学部教授が行った製薬会社主催講演に関する情報は「個人情報ではない」というのが一般的な「社会通念」だと考えます。

イ 「法 5 条 1 号ただし書ロ」について

諮問庁は、「講演内容そのものは把握できないことに鑑み、」としているが、審査請求人が香川大学に行った開示請求書には、「特定企

業Aから依頼された講演会に関する」と明記しており、医学部教授に依頼した講演であることから、健康や生命に関わる講演であることは判別がつく。また、この講演会について特定県の医師らに配布された同社作成のチラシを資料（略）として添付して提出するが、このチラシには、同社の会社マークが印刷されており、「～新用法用量承認記念講演会～特定分野治療の新たな提案」と題されて、「演者：香川大学医学部特定講座 特定教授先生」と明記されており、人の健康や生命に関わる内容であることは明らかである。また同大学医学部教授として同教授が紹介されており、ここでも同教授を、同大学医学部職員と、単なる個人と分けて考えることは、実態にそぐわないことを表している。

ウ 「法5条1号ただし書イ」について

諮問庁は、「慣行にはあたらず個別事例に留まるものと考えられ、」と述べているが、「慣行」という言葉がぴったり当てはまるかどうかは議論の余地があると認められるものの、「個別事例に留まるもの」ではないことは明らかである。別紙資料（略）で詳細を述べるが、審査請求人が、これまで同様の情報を開示請求した、いずれの大学や医療機関では不開示としたところはなく請求した文書は開示された。とくに国立大学や国立医療機関からは、かなり詳細情報が開示されている。また、「個人情報であるから」という理由で不開示としたところは他にはなく、処分庁だけが例外的に唯一であった。大学や医療機関だけでなく、上記したとおり、さまざまな業界・分野から医師の製薬会社主催講演に関わる文書は「個人情報ではない」という意見をいただいており、処分庁の「個人情報であるから」という不開示理由は極めて異例で、一般的ではない解釈であり、非常識であるという意見である。

審査請求書でも見解を述べたが、製薬業界と医療界は2013年度から「透明性ガイドライン」により、大学教授や医師らの製薬会社から依頼された講演、原稿、コンサルタントなどの謝金額や件数を広く公開することとしたため、一般市民が誰でもインターネットで当該情報を開示請求して閲覧できるシステムが構築された。これに応じて、医学会でもおもな学会は「利益相反（COI）指針」を策定して、医師らと製薬会社など企業との経済的な利害関係を開示することにした。いまや製薬・医療業界では、審査請求人が開示請求した情報と同様のものは開示されるべき情報として明確なコンセンサスがある。インターネットを使えば、一般市民の誰でも知ることができる情報となっている。よって、一般論として、当該情報は開示されるべき情報として扱われているのは明白である。

法5条1号（条文のため省略）

エ 倫理規則との整合性について

諮問庁は、理由説明書において下記第3の3（2）のように述べているが、当該の特定教授が行った講演は特定企業Aから依頼されて契約をかわしたものであるから、講演会そのものが同教授と製薬会社との契約で、審査請求書で述べたとおり、また上記したように、利益相反にあたり、同教授と特定企業Aの両者は利害関係人である。日本製薬工業協会が「透明性ガイドライン」で開示したり、医学会が利益相反指針やガイドラインでCOI開示を行ったりしていること自体が、医師と製薬会社の利害関係があるから透明化すべきとしていることを示している。これらのことから、日本社会の一般論として、香川大学医学部教授の本務そのものでなくても、当該の講演は同教授と同社の利害関係事項と判断するのが妥当だと考える。

諮問庁は、講演等承認申請書を改めて提出させるべきとの意見に対して、「過去に遡及する事後の申請・承認行為の手続は意味をなさないため、これを行う必要はないと考える」としているが、申請時点でなければ確認する意味は香川大学側にはないということなのだろうが、そのことだけで倫理規則に反した行為を放置してしまうのであれば、そもそも倫理規則を策定した意味そのものをないがしろにする行為であり、日本のアカデミズムを担うべき国立大学が、その倫理規則の趣旨を放棄しているのと同義になるのではないか。

とくに特定教授については、2015年の特定企業Aからの講演だけで年間計〇〇円以上の報酬を得ている。

この審査請求と直接の関係はないが、過去に審査請求人が日本製薬工業協会の「透明性ガイドライン」で調べた結果によると、特定教授は特定分野薬を開発・販売した製薬会社〇社から年計約〇〇円もの講演や原稿などへの謝金を得ている。教授本務の年収よりも、兼業収入のほうが上回る可能性もある。

製薬会社からは年末には教授や医師に支払った謝金等を「透明性ガイドライン」によって開示することを義務づけられており、医薬業界や一般市民など世間の目からは明らかに利益相反開示に値する事項である。それなのに、相方の医師や教授側には大学も加担して倫理規則に反しているのを不問にして野放しにするというのは、日本の現状からすれば、倫理観のない非常識な行為といわざるをえないのではないか。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、香川大学に対して、同大学医学部の特定教授が特定企

業Aから2015年（平成27年）に依頼された講演等に関する同大学への申請書（本件講演等承認申請書）及びそれに対応する謝金に関する文書（本件謝金文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、原処分により不開示とする決定を行った。不開示とした理由は、当該教員の講演、講師謝金に係るものについては、業務時間外に行ったものであり、職務遂行に係る情報ではなく、個人に関する情報であるため。（法5条1号の不開示情報に該当すると判断。）また、これらに対応する謝金に関する文書については保有していないためである。

これに対し、審査請求人は、当該開示決定についての審査請求を求めていることから、その妥当性について説明する。

2 審査請求人の見解

当該開示請求に係る内容は、法5条1号ただし書イないしハに該当するため、開示義務がある。

- (1) 「法5条1号ただし書ハ」に該当する理由は、特定教授と特定企業Aとの委託契約は、香川大学教授としての職務あるいは特定分野専門医としての職務と極めて深いかかわりがあるため。
- (2) 「法5条1号ただし書ロ」に該当する理由は、講演内容に特定企業Aの特定分野薬に関する効果効能、治験の裏話及び効果的使用法が含まれていると推察されるため。
- (3) 「法5条1号ただし書イ」に該当する理由は、審査請求人による他機関に対する同様の開示請求については開示された実績があるため。

3 審査請求人の見解に対する諮問庁の見解

- (1) 審査請求人の法5条1号に対する見解のうち、個人情報であっても開示義務が生じるとする条項解釈について、以下のとおり意見の相違がある。

ア 「法5条1号ただし書ハ」については、「職務の遂行との直接の関連を有する情報」が情報公開の対象となるが、審査請求人の示す治験は香川大学が契約したものではなく、特定教授が医学専門家の立場から、兼業として当該治験に助言したり、講演を行っていることに鑑み、審査請求人の請求情報は、そもそも本務外の情報であり、法の趣旨から、開示情報に該当しないと判断した。

イ 「法5条1号ただし書ロ」については、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」が情報公開の対象となるが、仮に、審査請求人が請求した「講演等承認申請書」に係る講演内容が「人の生命若しくは健康を保護する」ものであったとしても、「講演等承認申請書」については、職務専念義務等の観点から、香川大学の教員職務を遂行する上での支障の有無を判定するためのもので、当該申請書に記載するのは講演テーマが対象

となるものの、講演内容そのものは把握できないことに鑑み、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益との比較考量をした結果、開示情報には該当しないと判断した。

ウ 「法5条1号ただし書イ」については、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」が情報公開の対象となるが、審査請求人が取り上げている講演会に関する申請書や領収書等について、開示請求によって他大学などにおいて公にされた事例があるにしても、「慣行」には当たらず個別事例に留まるものと考えられ、法の趣旨から、開示情報には該当しないと判断した。

(2) 倫理規則との整合性について、審査請求人の見解における利害関係者の定義は、以下のとおり本学の解釈と合致しない。

倫理規則4条に規定する「利害関係者」の適用をめぐり、審査請求人は同条1項1号を適用して、当該企業が事業者となって講演会の契約をしている特定教授が利害関係者で利益相反関係にあるとしているが、上記3(1)アで述べたとおり、審査請求人の示す治験は香川大学が契約したものではなく、同教授が医学専門家の立場から、兼業として当該治験に助言したり、講演を行ったりしているものであり、個人が契約したものについては、職務上の利害関係者には該当しない。なお、職務として実施した治験等の契約については、当該契約期間中のみ相手方と利害関係にあると同大学では解釈している。

一方で、特定教授が特定委員会A委員(平成18年5月1日～平成24年4月30日)や特定委員会B委員(平成23年4月1日～平成24年6月30日)の立場にあったことは、関係委員会での審議内容や関係者との取引などにおける透明性の確保の観点から、倫理規則4条2項の規定により、委員の期間及び任期後3年間は、当該企業と利害関係にあったと判断することができる。

なお、特定教授が当該企業から講演等を依頼され応じる場合には、倫理規則9条及び10条の規定に基づき、講演等承認申請書を提出し、倫理監督者である学長の承認を得る必要があるが、平成24年7月1日以降については当該手続がとられておらず、本件講演等承認申請書は存在しない。

本手続漏れがあったことは、特定教授の申請漏れに起因するものであり、今後このようなことがないように、平成30年5月10日付け文書で医学部内に再度通知を行ったところである。

また、審査請求人から、本開示請求を機に講演等承認申請書を改めて提出させるべきとのことであるが、過去に遡及する事後の申請・承認行為の手続は意味をなさないため、これを行う必要はないと考える。

4 結論

以上のことから、当該講演等の情報は開示義務が生じない個人情報であること、及び該当文書不存在を理由として、不開示決定をしたことは妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|--------------------|
| ① 平成30年7月12日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月17日 | 審査請求人から意見書及び資料1を收受 |
| ④ 同月27日 | 審査請求人から資料2を收受 |
| ⑤ 同年10月1日 | 審議 |
| ⑥ 同月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書のうち、本件講演等承認申請書については、その全てを法5条1号に該当するとして不開示とし、本件謝金文書については、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていると解されるが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 上記1のとおり、本件講演等承認申請書については、原処分において、法5条1号に該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(2))において、同申請書は存在しない旨を説明している。

(2) そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 香川大学では、企業から講演等の依頼があった場合、当該企業と講演等の依頼があった職員が利害関係にある場合には、倫理規則9条及び10条に基づき、講演等承認申請書を倫理監督者である学長に提出し承認を得なければならないとしている。

イ 本件開示請求に係る特定教授と特定企業Aは、同教授が同企業と利害関係のある複数の学内委員を平成18年5月1日から平成24年6月30日まで行っていたことから、倫理規則4条2項の規定に基づき、当該各委員の期間及び任期後3年間は利害関係があるとされており、したがって、平成27年6月30日までは、同企業から講演等の依頼

があった場合、講演等承認申請書の提出が必要となっていたが、当該各委員の任期後は、同教授から講演等承認申請書の提出が行われていなかったため、本件講演等承認申請書を香川大学は保有していない。

ウ また、本件謝金文書について、香川大学は講演依頼のあった職員に対して提出を求めておらず、当該文書を香川大学は保有していない。

エ なお、諮問に当たり、改めて香川大学の担当課の執務室及び書庫等を探索したが、本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在は確認できなかった。

- (3) 当審査会において、諮問書に添付されている倫理規則を確認したところ、上記(2)で諮問庁が説明する利害関係者に関する規定が認められ、また、諮問庁が上記第3の3(2)で説明するとおり、原処分(平成30年4月4日付け)後の同年5月10日付けで、大学職員宛てに講演等承認申請書の提出について注意喚起する通知(諮問書に添付)が発出されていること等を踏まえると、特定教授が講演等承認申請書の提出手続を行っていなかったことの是非はともかく、諮問庁の上記(2)イの説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められないことから、香川大学において本件講演等承認申請書を保有しているとは認められない。
- (4) また、本件謝金文書についても、倫理規則を含め、大学への提出を求める規定等は見当たらず、その外、上記(2)ウの諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められないことから、香川大学において本件謝金文書を保有しているとは認められない。
- (5) 以上のとおり、香川大学において、本件対象文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書のうち本件講演等承認申請書について法5条1号に該当するとして不開示とした原処分は、理由を誤った点において不適切なものであるが、結論において妥当であるといわざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、本件講演等承認申請書の全部を法5条1号に該当するとして不開示とし、本件謝金文書を保有していないとして不開示とした決定については、香川大学において本件対象文書を保有しているとは認められず、本件講演等承認申請書につき、その全部を不開示としたことは結論において妥当であり、本件謝金文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定は妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司